

21世紀の篠山の町屋と町並み



篠山市教育委員会 地域文化課
平成13年 3月

0. はじめに

1. 概要

2. 篠山の町並みの特徴と保存すべき地域

3. 町並みの残存状況

4. 河原町の町屋における保存修理の提案

5. 西新町における道路景観の提案

6. 伝統的建造物群保存地区制度のしくみ

7. 新築家屋に対する基準

8. 建築用語集



21世紀の篠山の町屋と町並み

篠山市教育委員会 地域文化課

平成13年 3月

り、はじめに

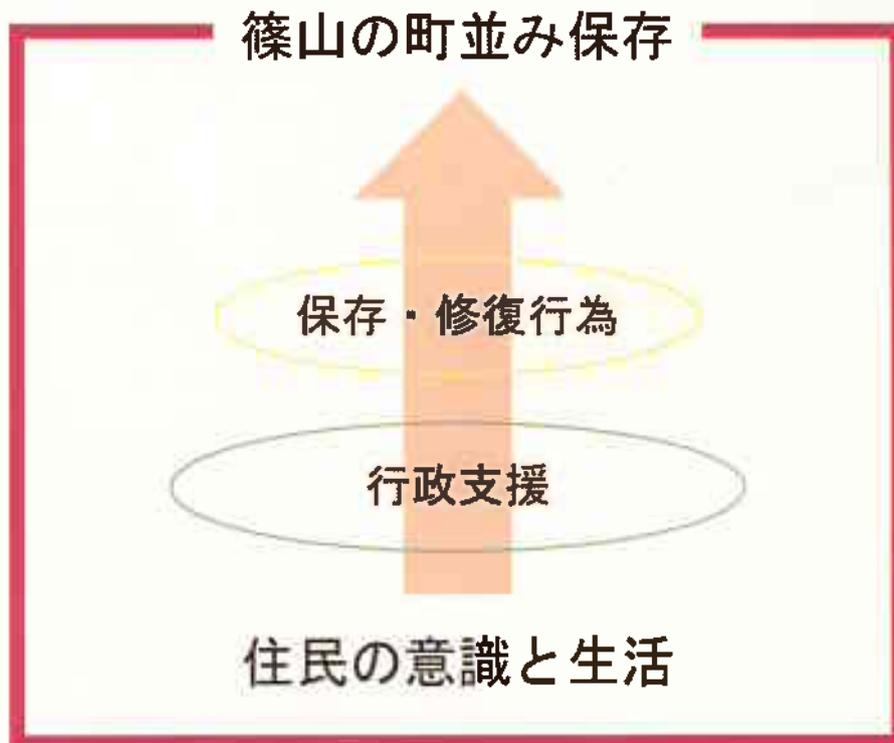
この小冊子は、篠山の町並みを将来に向かって良好に保存していくためには、どのようなことを考えなければならないかを住民の方々に理解して頂くことを目的としています。その方策には、三つの側面があります。

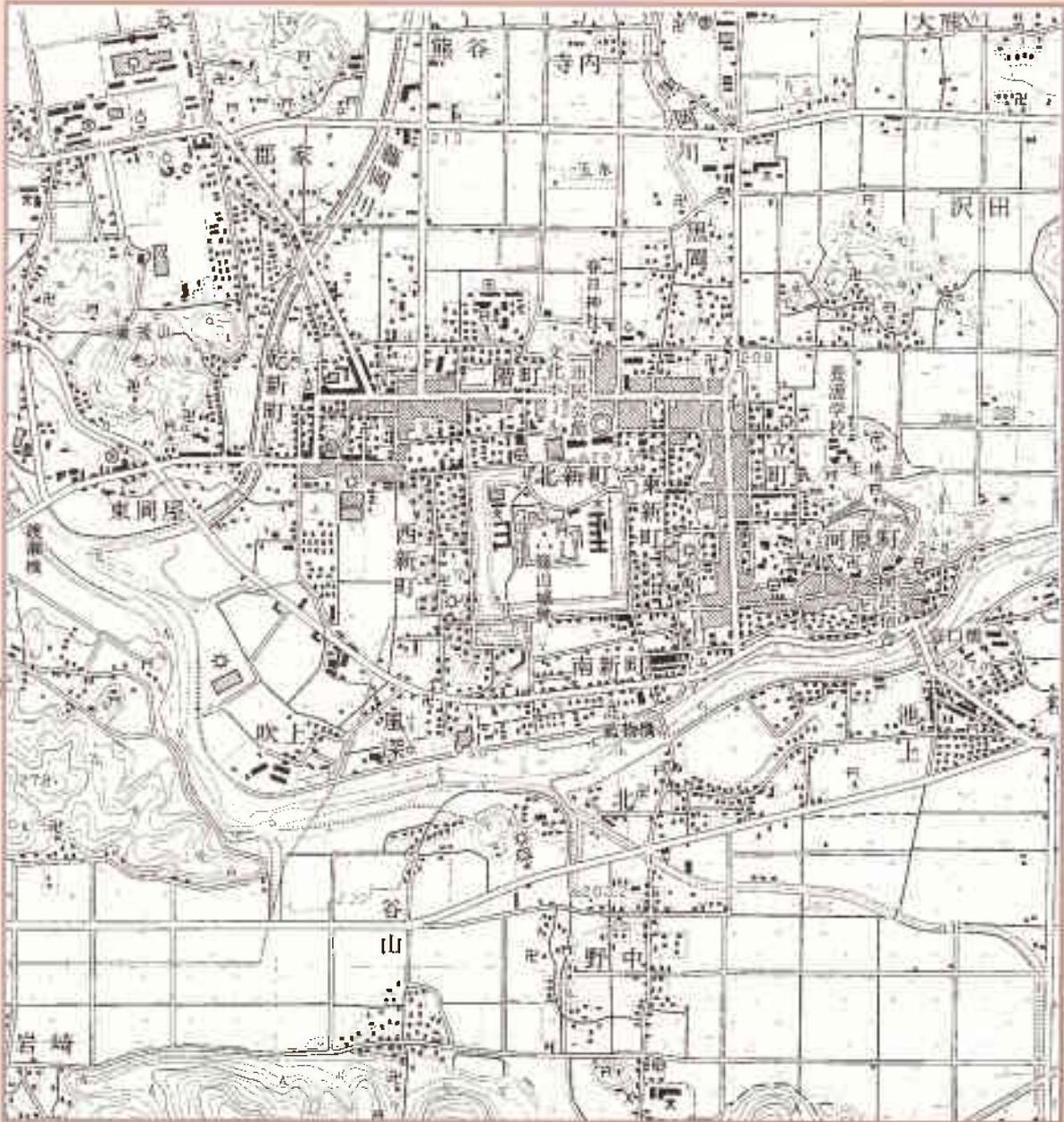
一つめは、住民の方々の意識ですが、町並みの保存は個人の力ではできないので、地区住民全体の町並み保存に向けた合意の形成が必要です。

二つめは、住民の合意をバックアップする行政の支援で、これには地元地方自治体によるものと国によるものがあります。篠山の町並みは、全国的にみても重要性の高いものなので、自治体の施策によるほか、国の重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けて全国的な評価と公的支援を得るのが最も望ましいあり方と考えられます。

三つめは、古い町並みを保存しながら住みやすく、活気のある町にしてゆくための具体的な方法です。現代建築の利便性と安全性を確保しつつ、伝統的町並みを残していくのは大変難しいのですが、一方では、これは非常に現代的な課題でもあります。

現在、目先の快適な生活を追い求めて建て替えをくりかえし、廃棄物の山を築き、孤独な人間生活を形成して来た現代文明のあり方が反省され、永続的な住まいのあり方を模索する中で、長く住まれて来た伝統的な建築物とその環境が見直されています。この冊子は、上述の三点のうち最後のこれからの住まいと町並みのあり方を建築的に考える素材を提供しようとするものです。





篠山の位置図

(国土地理院発行 1:25,000地形図・篠山より抜粋)

1. 概要

丹波篠山は慶長14年（1609）に天下普請で築造された篠山城を中心とする城下町で、篠山城跡は国の史跡に指定されている。御徒町であった西新町と商業の町である河原町は、密度高く伝統的な町並みが残っていることで早くから注目され、この二地域に関しては昭和48年～49年に本格的な町並み調査が実施された（以下この調査を昭和49年度調査と呼ぶ）。西新町、河原町の町並みの歴史と性格、個々の住宅の建築史的調査に関しては、その調査でほぼ尽くされている。今回は次のことを明らかにすることを目的として調査を実施した。

- （1）全国の重要伝統的建造物群保存地区のなかで、篠山の町並みはどのような特色をもっているのか。そのことを踏まえて篠山ではどの地域を保存すべきか。
- （2）前回の調査から四半世紀を経た今日、町並みはどのくらい残っているのか。現在でも保存にむかう価値があるのか。
- （3）町並みを保存するとともに居住性、安全性、活気ある町とするためにはどのような建築的方策があるのか。

イ. 河原町について

- A. ファサード（道路側の住宅正面）
- B. 耐震性の向上
- C. 道路景観

ロ. 西新町（南新町も同じ）について

- A. ファサード（道路側の門、塀）
- B. 道路景観

ハ. 町並み景観をそこなわない新築家屋とは



昭和49年当時



現在

2. 篠山の町並みの特徴と保存すべき地域

篠山においては妻入り商家群が残る河原町と下級武士である御徒士の住宅で構成される西新町が特に注目すべき重要な地区であることはよく知られている。このことを念頭において全国の重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区という）と比較すると次のようなことがわかる。重伝建地区は平成11年段階で54地区を数え、そのなかには城下町の一部が武家町、商家町として指定されているものがあるが、それら双方をそなえた城下町として指定されているのは福岡県甘木市秋月だけである。秋月の規模は、58.6ヘクタールである。篠山においては、河原町約4.5ha、西新町約5.4haで、これに両者をつなぐ南新町を加えると約18haとなり、かなりコンパクトにまとまっている。

篠山の河原町にみられる妻入り商家群は、全国的にはどのような位置付けになるだろうか。重伝建地区における商家町は10件を数え、これに商家町を含む福岡県甘木市秋月を加えると11件となる。町屋は全国的に平入りが主流であり、平入り町屋群のなかに妻入り町屋が混在する事例は重伝建地区のなかにもいくつかある。妻入り町屋を主流とする商家群は数少なく、山口県柳井市古市金屋、福岡県吉井町筑後吉井があるに過ぎない。この三つの地域における妻入り町屋の軒数の割合は、古市金屋は70%、筑後吉井は67%、篠山は61%となる。篠山における割合は低くなっているが、これは近年建て替えが進んだため、新築の建物を除外すると篠山における妻入り町屋の割合は74%にのぼる。また一本の道路に面する妻入り町屋の密度は、1mに対して古市金屋0.13軒、筑後吉井0.12軒、篠山0.15軒となり、建て替えが進んだ現在においてもなお、篠山の河原町は非常に高密度であることがわかる。このことは、一方で篠山の特徴として町屋の間口が狭いことをも表している。

	全て含めた場合		新築の建物を除いた場合	
	密度(軒数/路線延長)	0.12軒/m	密度(軒数/路線延長)	0.12軒/m
筑後吉井	妻入の割合	67 %	妻入の割合	80 %
	路線延長	700 m	路線延長	700 m
	密度(軒数/路線延長)	0.13軒/m	密度(軒数/路線延長)	0.13軒/m
古市金屋	妻入の割合	70 %	妻入の割合	70 %
	路線延長	200 m	路線延長	200 m
	密度(軒数/路線延長)	0.15軒/m	密度(軒数/路線延長)	0.15軒/m
河原町	妻入の割合	61 %	妻入の割合	74 %
	路線延長	500 m	路線延長	500 m

3 地区の比較

(古市金屋と篠山は一本の道路に面して町屋が並ぶ。筑後吉井は区域内に複数の道があるため、最も長い道を対象として計算した。)



筑後吉井



古市金屋

(「歴史的集落・町並みの保存」文化庁編・第一法規 より抜粋)



河原町

武家町は重伝建地区のなかでは、9箇所を数える。篠山の御徒町は面積規模としては小規模の部類である。一般的に武家町は、道路に面しては門や塀、石垣、生垣などを配して、その奥の敷地に住宅を配置する。篠山の特徴としてあげられるのは、道路側は門と築地塀で構成されること、主屋が茅葺であることである。住宅自体の特色としては、下級武士住宅であること、間取りが城の方角を意識した座敷、床の間の配置となっていることが、昭和49年度調査で明らかになっている。

既に明らかなように篠山においては河原町と西新町（御徒上町）が重要な地域であり、全国の重伝建地区と比較しても今なお遜色のない特色と残存状況を示していることが分かった。南新町は古い建物の残存状況はよくないとはいえ、まだ何軒かは武家住宅を残していて保存修景の余地があり、河原町、西新町をつないで城下町の一体感を高める役割を担う地区として重要である。

重要伝統的建造物群保存地区分布図

平成12年1月現在

- 武家町
- 商家町
- 城下町 (武家町+商家町)
- その他



- 1 函館市元町末広町(港町 北海道)
- 2 弘前市仲町(武家町 青森)
- 3 角館町角館(武家町 秋田)
- 4 下郷町大内宿(宿場町 福島)
- 5 川越市川越(商家町 埼玉)
- 6 佐原市佐原(商家町 千葉)
- 7 小木町宿根木(港町 新潟)
- 8 平村相倉(山村集落 富山)
- 9 上平村菅沼(山村集落 富山)
- 10 上中町熊川宿(宿場町 福井)
- 11 早川町赤沢(山村・講中宿 山梨)
- 12 東部町海野宿(宿場・養蚕町 長野)
- 13 南木曾町妻籠宿(宿場町 長野)
- 14 檜川村奈良井(宿場町 長野)
- 15 高山市三町(商家町 岐阜)
- 16 美濃市美濃町(商家町 岐阜)
- 17 岩村町岩村本通り(商家町 岐阜)
- 18 白川村荻町(山村集落 岐阜)
- 19 関町関宿(宿場町 三重)
- 20 大津市坂本(里坊群・門前町 滋賀)
- 21 近江八幡市八幡(商家町 滋賀)
- 22 五個荘町金堂(農村集落 滋賀)
- 23 京都市上賀茂(社家町 京都)
- 24 京都市産寧坂(門前町 京都)
- 25 京都市祇園新橋(茶屋町 京都)
- 26 京都市嵯峨鳥居本(門前町 京都)
- 27 美山町北(山村集落 京都)
- 28 富田林市富田林(寺内町・在郷町 大阪)
- 29 神戸市北野町山本通(港町 兵庫)
- 30 橿原市今井町(寺内町・在郷町 奈良)
- 31 倉吉市打吹玉川(商家町 鳥取)
- 32 大田市大森銀山(鉦山町 鳥根)
- 33 倉敷市倉敷川畔(商家町 岡山)
- 34 成羽町吹屋(鉦山町 岡山)
- 35 竹原市竹原地区(製造町 広島)
- 36 豊町御手洗(港町 広島)
- 37 萩市堀内地区(武家町 山口)
- 38 萩市平安古地区(武家町 山口)
- 39 柳井市古市金屋(商家町 山口)
- 40 脇町南町(商家町 徳島)
- 41 丸亀市煤餵本島町笠島(港町 香川)
- 42 内子町八日市護国(製蠶町 愛媛)
- 43 室戸市吉良川町(在郷町 高知)
- 44 甘木市秋月(城下町 福岡)
- 45 吉井町筑後吉井(在郷町 福岡)
- 46 有田町有田内山(製磁町 佐賀)
- 47 長崎市東山手(港町 長崎)
- 48 長崎市南山手(港町 長崎)
- 49 日南市鉄肥(武家町 宮崎)
- 50 日向市美々津(港町 宮崎)
- 51 椎葉村十根川(山村集落 宮崎)
- 52 出水市出水蟹(武家町 鹿児島)
- 53 知覧町知覧(武家町 鹿児島)
- 54 竹富町竹富島(島の農村集落 沖縄)



西新町



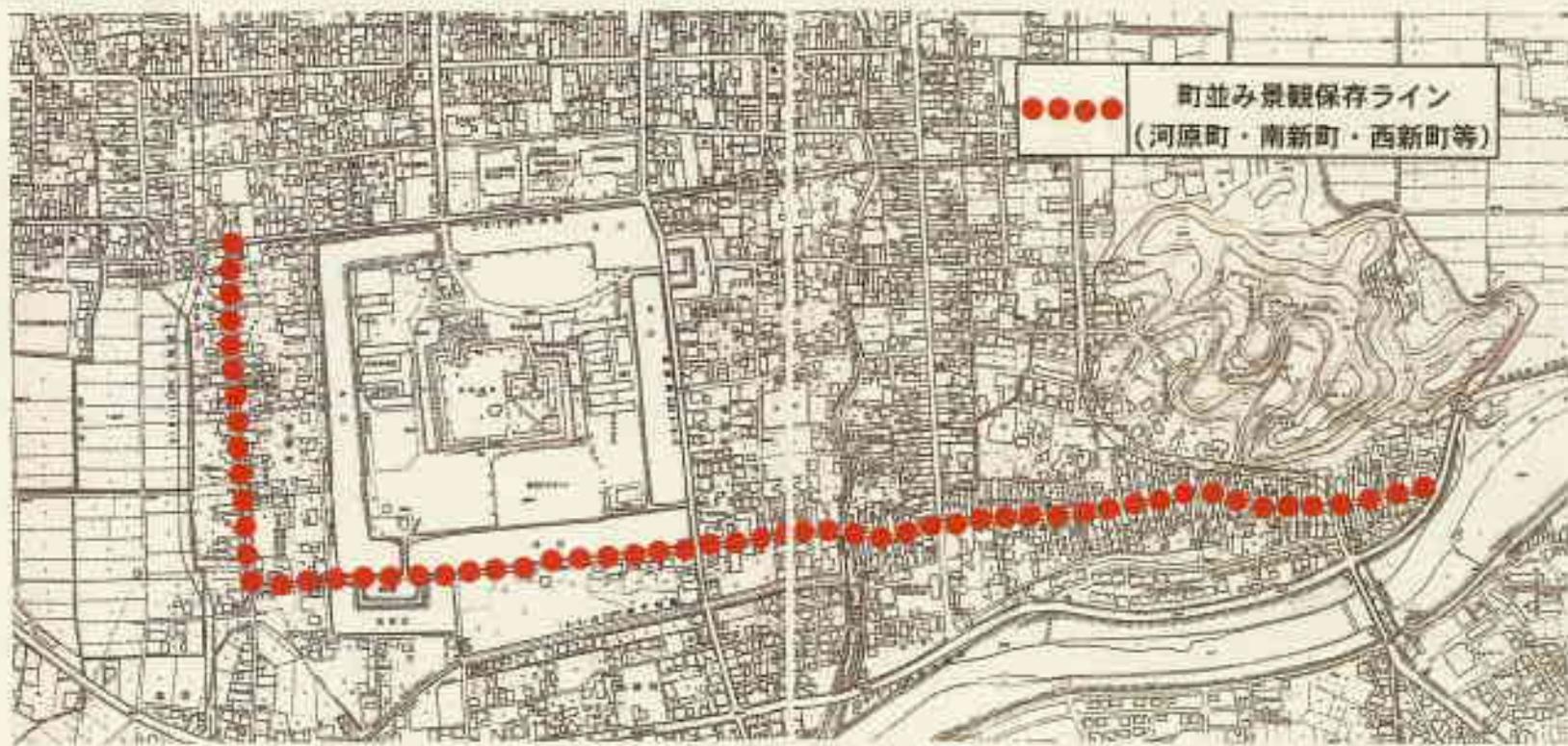
南新町



河原町



河原町



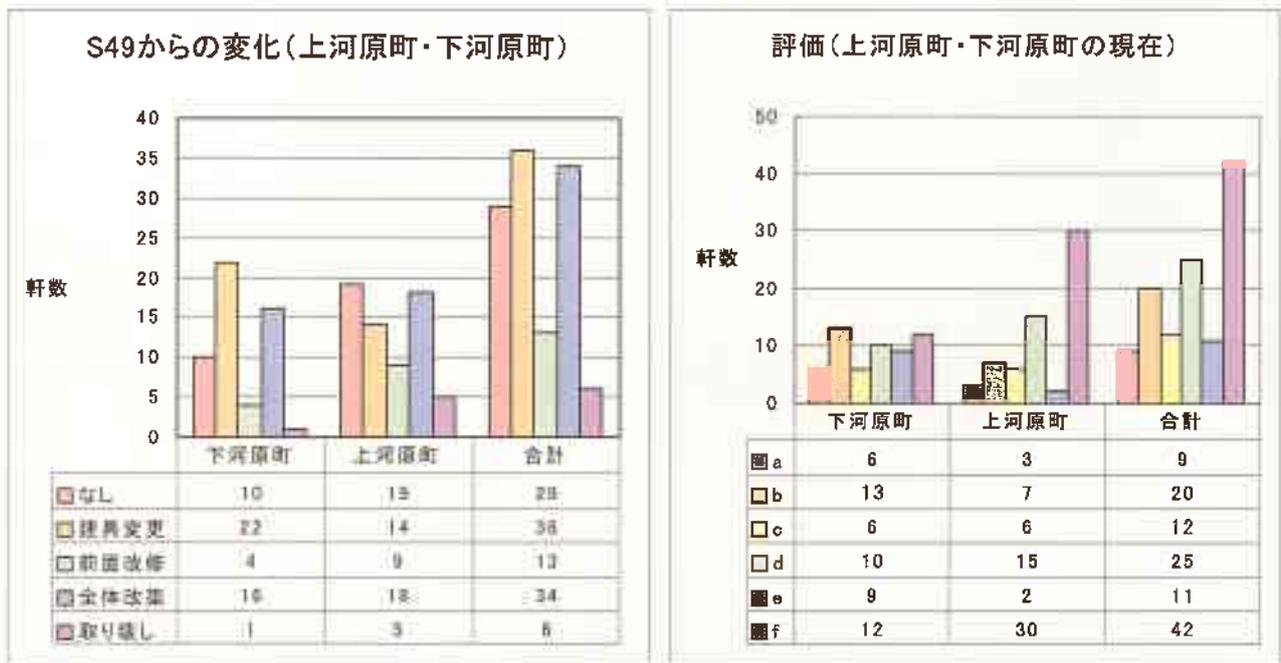
西新町



下河原町

3. 町並みの残存状況

主に下河原町を対象とした昭和49年度調査で作成された連続立面図と現状を比較すると全面改築と取壊しの割合は33%にのぼる。この数字自体は現在特に大きな意味をもつものではないけれども、このまま放置しているとあと半世紀ほどで河原町の伝統的町並みは消滅するであろうことを予測させる。事態は西新町においても同様である。西新町においても昭和49年度調査において17軒残存していたのが、現在11軒となっており、36%が姿を消している。これについては昭和49年に火災で三軒が焼失した影響が大きいけれども、全面改築と取壊しも三軒に及んでいる。



河原町

	道路東側	道路西側	現在合計	昭和49年
茅葺	3	8	11	17
瓦葺	6	11	17	不明
その他	7	1	8	不明
合計	16	20	36	不明

西新町 (数字は棟数)

西新町における残存状況については、以上の数字につきているが、より棟数も多く複雑な状況を呈している河原町の町並みの残存状況をみるために、次のような評価基準を設けて、それぞれの棟数を数えた。

- a. 江戸時代から明治時代の建築で、篠山の町屋として伝統的な姿をよく伝えているもの
- b. 江戸時代から明治時代の建築で、建具を改造しているもの
- c. 大正から昭和戦前期の建築で、伝統的な姿を保っているもの
- d. 江戸時代から昭和戦前期であるが伝統的町並みにそぐわない改造を受けているもの
- e. 昭和戦後の建物で、復古調のもの
- f. 戦後の新しい形の建築



篠山城下町の骨格の形成期が江戸時代であることは疑いないとしても、現存する町屋の大多数が幕末から明治時代であることは昭和49年度調査で明らかになっている。また近年では明治から昭和戦前期に建てられた和風の建築物即ち近代和風建築の価値が見直されており、その時期の優秀な建築物の保存の必要性が認識されてきている。従って、現在残っている篠山の伝統的町並みの形成期は、江戸時代に限定してとらえるのではなく、江戸時代から昭和戦前期までの広い範囲でとらえ、保存修景もそれだけの歴史の厚みを考慮した手法によってなされるべきであろう。

そのような観点にたつと、a～dが保存再生修理によって蘇る可能性のある建物である。eは伝統的町並みに配慮した建物である。fおよび空き地や駐車場となっている場所はこれから修景を行う必要がある。下河原町では全56棟のうちa～dは35棟で約63%、上河原町では全63棟のうちa～dは31棟で約49%となっている。

4. 河原町の町屋における保存修理の提案

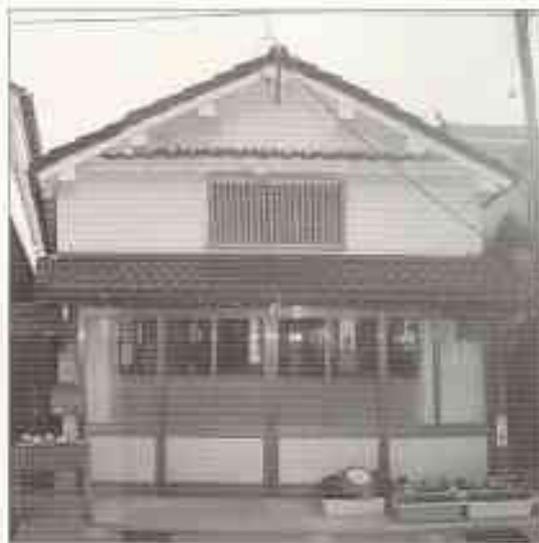
A. ファサードの改修

町並み保存の大前提は、住民が将来にわたって住み続けることであろう。そのためには、生活の変化、たとえば単に住宅として使用するのか、商売を営むのかによって異なるファサードを選んで改修できる選択肢を準備する必要がある。ここでは十分なものではないが今考える選択肢を掲げ、具体的な改修案を示す。

- (1) 調査によって判明した創建当初の形態に復する。
- (2) 1階を河原町で一般的に用いられた格子と大戸の構成に改修する。
2階を河原町で一般的に用いられた出格子またはむしこ窓に改修する。
- (3) 木製枠のガラス戸を用いる。できない場合は木製類似色のアルミサッシとする。
- (4) 車庫のシャッターを木製扉とする。



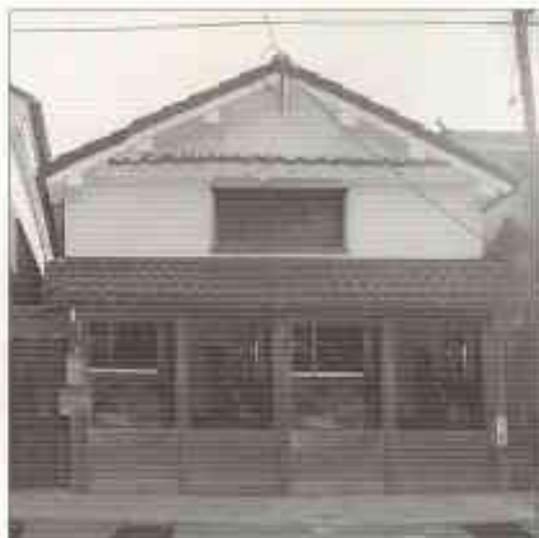
昭和49年



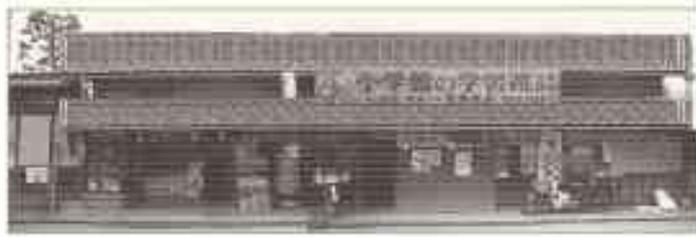
現在（アルミサッシガラスに変更）



復元案（格子に復元）



改修案（木製枠ガラスに改修）



昭和49年



現在（アルミサッシガラスに変更，格子を復元）



復元案（アルミサッシガラスをしとみ，大戸に復元）



改修案（アルミサッシガラスを木製枠ガラスに改修）

復元…昭和49年に行われた調査結果を基に作成された復元案による復元
改修…現在の生活習慣を考慮に入れて作成した改修提案



I型 (切妻)

I'型 (切妻)

II型 (半入母屋)

III型 (入母屋)

河原町の妻入の屋根形式における4つのタイプ

窓面より外方に張り出して遮る格子。河原町では、ムシコ窓と共によく見られる。



出格子窓



ムシコ窓

表側の二階または中二階で、道路側に開けた格子付きの窓。格子は角材に縄を巻き、土を塗って仕上たものを用い、外観が虫籠を連想させる。

二階開口部

木製扉の車庫



河原町においては、車庫に木製扉を設けているところがかいくつも見られる。

車庫



妻入町家の例

出格子

組格子

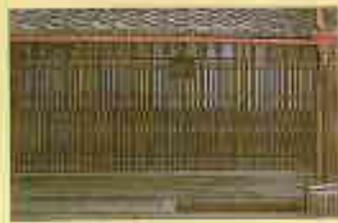
明瓦板



下見板

平入町家の例

大戸



幅2~2.5cm角の材を約2cm間隔に組んだもの。河原町では一般的に、大戸を挟んで西側の郡屋部分の前面に用いられている。



4cm角の材を4~6cm間隔で柱や梁に直接差し込んだもの。河原町では一般的に、大戸を挟んで東側の土間部分の前面に用いられている。

ショーウィンドー



河原町では、このようなショーウィンドーがよくあるが、今では使用していない家も多い。

その他の建具



木製枠の引違ガラス戸



木製枠の両開ガラス戸



出入りに用いられる戸で、開け方により、引き戸、開き戸、捲くり上げ戸、摺り上げ戸の4種類があり、日常の出入りのために潜り戸が設けられている。河原町では現在も少数ながら見ることができる。

B. 耐震性の向上

古い木造建築物はその設計によっては耐震性がない場合があるし、創建時にはあった耐震性能も適切な維持管理を行わないとなくなってしまう場合が多い。古い木造建築で安全な生活を営んでいくには耐震性の確認は非常に重要な事項である。そこで今回の調査で実測を行った家屋について「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（文化庁 '99年）に従って所有者診断を試みた。その結果は、調査した6棟ともに安全とはいえない状態だった。

またそのうち一棟について建築基準法の壁量について算定したところ、その建物については著しく壁量が不足していることがわかった。今回は仕様等の詳細なデータがないため行わなかったが、より確かな構造設計である許容応力度設計を行うと、土壁・瓦葺の家屋は基準法で算出した必要壁量の1.5~2倍の壁量が必要になることも多いため、構造の専門家に精密な耐震性能診断を行ってもらう必要がある。

この状態を解消するためには耐震補強が必要となるが、木造建築の耐震性能は基本的にその壁量に依存している。町屋は多くの場合奥行き方向の壁量は多いが間口方向の壁量は少ない。特に通りに面した部分は開口を取るため壁面となりがたい。

そのため間口方向の壁を生活を阻害しないように、また通りに面した部分では町屋の雰囲気

The image displays six tables from a seismic diagnosis report. The tables are arranged in a grid-like fashion, with three rows and two columns. Each table contains detailed data related to the building's structure and seismic performance. The tables are titled as follows:

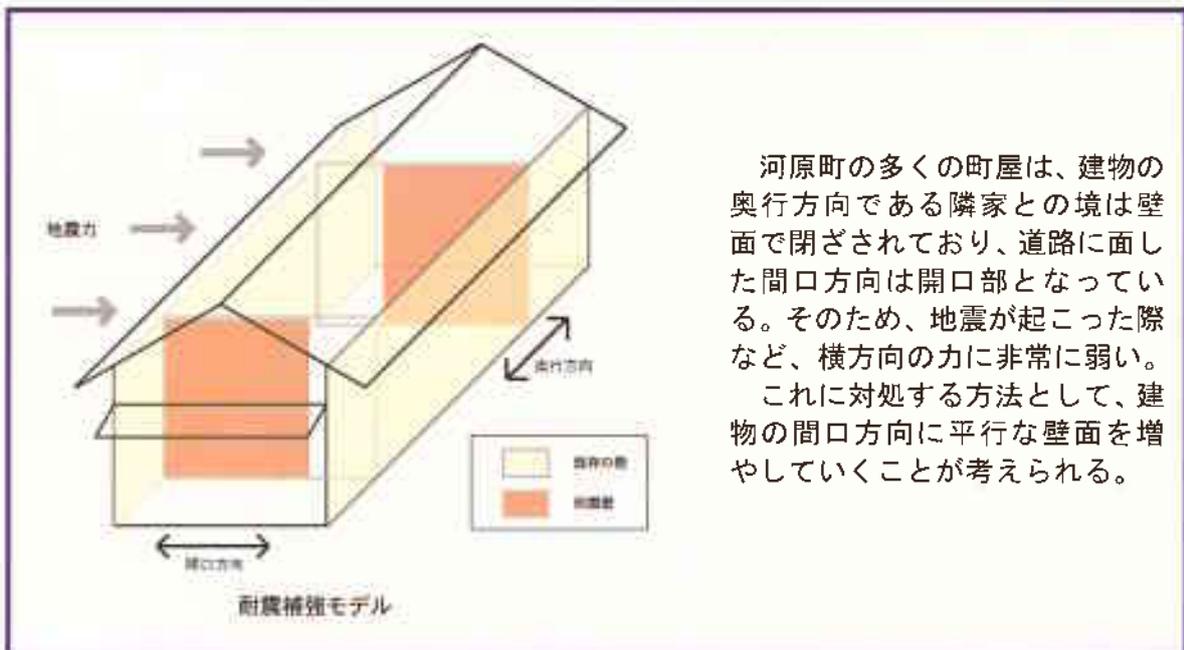
- Table 1: 1-1 調査対象の概要 (Overview of the survey target)
- Table 2: 1-2 調査対象の概要 (Overview of the survey target)
- Table 3: 2-1 調査結果 (Survey results)
- Table 4: 2-2 調査結果 (Survey results)
- Table 5: 3-1 調査結果 (Survey results)
- Table 6: 3-2 調査結果 (Survey results)

The tables contain various data points, including wall area, floor area, and structural details. The data is presented in a structured format, with columns for item name, unit, and value. Some cells contain checkboxes or symbols indicating the status of the item.

所有者診断の実例

わないように配置する必要がある。他地域の最近の事例では、町屋の雰囲気を損わないよう木製格子や貫構造の耐力壁も用いられており、住み手・使い手とデザイン、構造それぞれの専門家とが十分に話し合うことで、生活・デザイン・構造に配慮した耐震補強を行っていくことがのぞましい。

壁量算定表																		
	地震力に対する必要軸組		風圧力に対する必要軸組		有効軸組の長さ													
	両方向とも		X方向	Y方向	X方向				Y方向									
					軸組種類	軸組長さ	倍率	有効軸組長さ	軸組種類	軸組長さ	倍率	有効軸組長さ						
1階部分	床面積(m ²) s1:1階床面積=74.034 s2:2階床面積=20.237 床面積に乗ずる係数(m ² /m ²) 2階建の1階=0.33 2階建の2階=0.21	見付面積(m ²) a1:X方向1階部分=5.857 a2:X方向2階部分=6.955 b1:Y方向1階部分=28.127 b2:Y方向2階部分=28.560 見付面積に乗ずる係数=0.5(m ² /m ²)		土壁 X1	0.610	0.5	0.305	土壁 Y1	5.719	0.5	2.860							
				土壁 X2	4.035	0.5	2.018	土壁 Y2	0.951	0.5	0.476							
				土壁 X3	1.065	0.5	0.533	土壁 Y3	0.230	0.5	0.115							
				土壁 X4	0.384	0.5	0.192	土壁 Y4	4.077	0.5	2.039							
				土壁 X5	0.384	0.5	0.192	土壁 Y5	3.641	0.5	1.821							
				土壁 X6	1.836	0.5	0.918											
				土壁 X7	1.712	0.5	0.856											
				土壁 X8	1.301	0.5	0.651											
				A=s1×0.33=57.431(m)			B=(a1+a2)×0.5=6.405(m)		C=(b1+b2)×0.5=28.344(m)		計		5.664		計		7.309	
							A(57.431)m又はB(6.405)m >(5.664) 壁量不足				A(57.432)m又はC(28.344)m >(7.309) 壁量不足							
2階部分	D=s2×0.21=4.250(m)	E=a2×0.5=3.478(m)	F=b2×0.5=14.280(m)	土壁 X1	5.513	0.5	2.756	土壁 Y1	2.988	0.5	1.494							
				土壁 X2	6.791	0.5	3.396	土壁 Y2	0.623	0.5	0.312							
				土壁				土壁 Y3	2.988	0.5	1.494							
				計			6.152		計		3.300							
			D(4.250)m又はE(3.478)m <(6.152) OK				D(4.250)m又はF(14.280)m >(3.300) 壁量不足											



河原町の多くの町屋は、建物の奥行方向である隣家との境は壁面で閉ざされており、道路に面した間口方向は開口部となっている。そのため、地震が起こった際など、横方向の力に非常に弱い。これに対処する方法として、建物の間口方向に平行な壁面を増やしていくことが考えられる。

C. 道路景観

道路景観も先に記したような時間の厚みを考慮した修景方法をとるなら、選択枝の幅がひろがる。現在の修景においては、例えば電柱と電線は醜いもの、もしくは江戸時代にはなかったものとして地下埋設とする場合があるが、昭和戦前期を念頭におけば無理に電柱を撤去しなくともよいであろう。むしろコンクリート製の電柱を低くして木製類似色をつける、あるいは木製電柱の復活も考える素材のひとつであろう。道路舗装も極端な場合ははがして土に戻した例があるが、これも生活の利便のゆるす範囲で考えればよいだろう。

看板も商売によっては必要であり、高度経済成長期前までの範囲で町並み景観を阻害しないものであればよいだろう。



現状の図



復元の図

道路舗装は土風のアスファルトに、電柱は木製に、街灯は明治風のデザインの電灯に、看板は手書き風の木製看板にあらためた。

5. 西新町における道路景観の提案

今回の調査は河原町が主体であったので、西新町の個々の屋敷についての修復、補強措置などについての提案は、機会をあらためて行うこととする。道路景観については、屋敷の屋根、塀、門、街灯、道路舗装について、次のようなことが考えられる。この地域における上記のような景観構成要素に関しては、商業地におけるような近代化の影響はそれほど大きくはなく、天保元年（1830）の火災以後ほどなく形成された町並み景観に復すことは、それほど困難ではない。ただ街灯については、防犯と生活上の利便のためなくすことはできないので、余り目立たないものを提案したい。



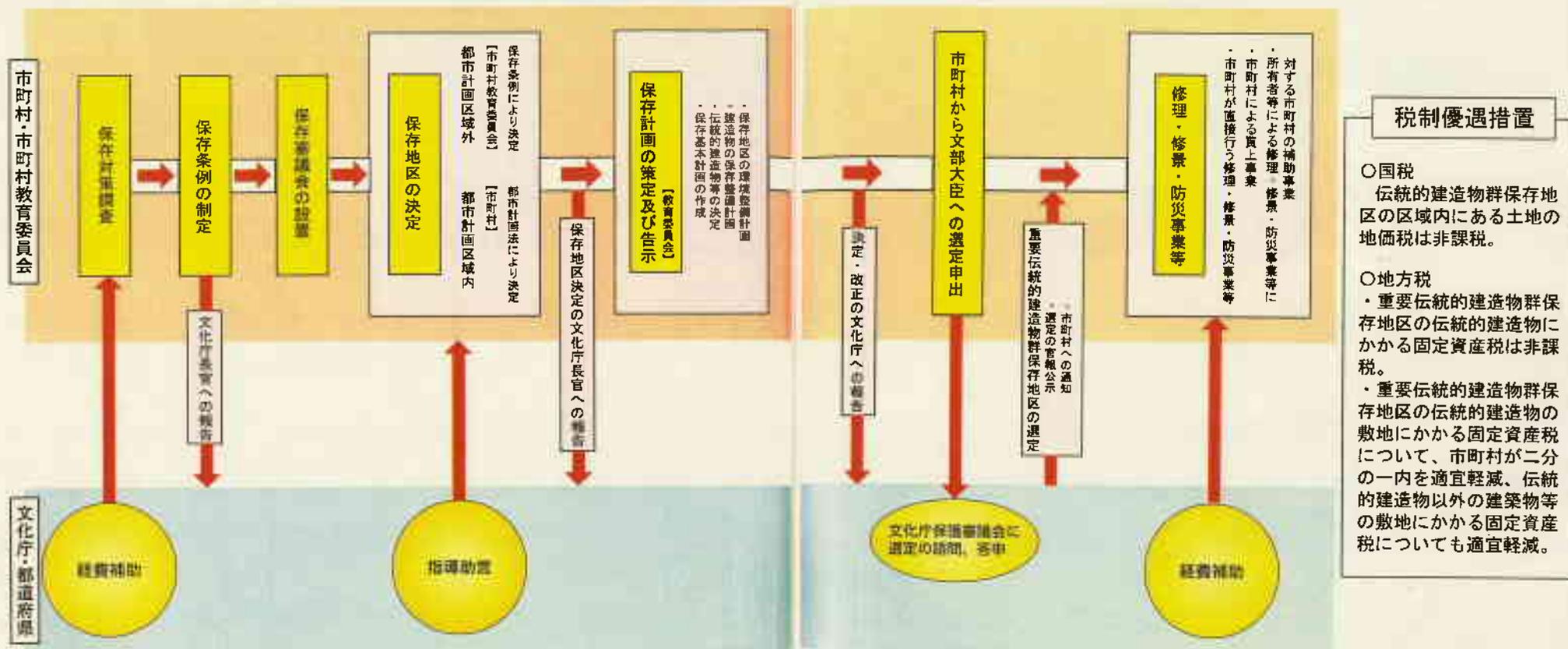
現状の図



復元の図

道路舗装は土風のアスファルトに、電柱・架線は撤去して地下埋設に、壁は築地塀風のものにして藁を葺き、門も藁葺きのものにあらためた。

8. 伝統的建造物群保存地区制度のしくみ



全国に57地区[※]。さらに地区指定の検討が進んでいます。

伝統的建造物群保存地区制度（以下、伝建制度）が生まれたのは昭和50年。以来、地域の歴史や文化を伝える懐かしい集落や町並みを有する全国の市町村が次々と名乗りを上げました。20余年を経て、その指定地区数は60に達しようとしています。伝統的建造物を中心に地区全体の歴史的環境が保存され、また整備され、歴史的個性を活かす地域活性化の中核となっています。

国が指定するのではなく、市町村が主体となって地区指定をする制度です。

伝建制度とは、他の文化財の保護制度とは少し違い、まず市町村と地域の住民が、そこを伝建地区として決定することから始まります。国は市町村の申出を受けて重要伝統的建造物群保存地区を選定します。この重伝建制度では市町村が進める保存事業に対して、国は都道府県とともに補助金などの財政的支援と技術的指導を行います。ですから保存地区内の建造物などの現状変更を許可したり、修理、修景などの保存事業を主体となって進めるのは、あくまでも市町村です。

集落・町並みの景観はそのままに暮らしがリフレッシュ。

伝建地区では市町村が補助金を出して、老朽化の進んだ伝統的な建物を修理し、新築や増改築する建物の外観を修景するというように、地区の伝統的景観を維持しながらそこに住む人々の暮らしをリフレッシュさせる事業を行います。また、地区の防火設備を設けるなど、地域の防災機能を高める事業を進めます。なお固定資産税など税制上の優遇措置も充実しつつあります。

このような修理・修景事業や、地区の安全性の確保、地域環境の整備などは市町村が独自の保存計画を立てて進める一方、国や都道府県はその計画の立案から実行まで指導・助言し、補助金・優遇措置などで幅広く支援していきます。

まちづくりの新しい手法として、この制度をもっと活用してください。

伝建地区制度によって、伝統的景観を活かしつつ、活気を取り戻したふるさとがいくつもあります。この取り組みをきっかけに、そこに住む人々が地域伝統と地域の未来を共有するという強い連帯も生まれています。

まちづくり・村おこしの新しい手法として、この制度を上手に活用してください。地域の豊かな未来に向けての素晴らしい贈り物になるはずです。

『伝統的建造物群保存地区制度のご案内』文化庁より抜粋
（※平成13年3月現在）

7. 新築家屋に対する基準

空地に家屋を新築する場合、周辺の町並みを破壊しない配慮が必要である。ここでは、他の伝建地区における新築家屋の基準を参考にして、篠山の町並み形成のための基準案を作成した。ただし、どのように歴史的な町並みを守っていくかは地域で作りあげるべきものである。ごく基本的なことがらだけをここではあげた。これらの基準やそれに代わる対応策は、今後十分な話し合いを行い、地域住民の町並みへの意識を反映したものとして作りあげていく必要がある。

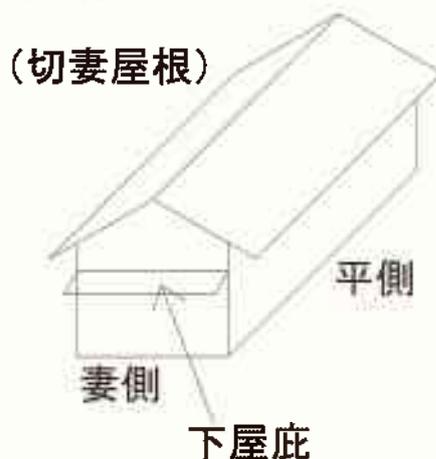
また篠山市ですでに景観形成地区が指定され、その中で河原町は「河原町伝統景観修景ゾーン」、西新町・南新町・小川町・東新町の武家地住宅が集積したところを「武家地住宅景観修景ゾーン」としての修景基準が設定されている。これらは市全体から見た現実的な修景基準であり、歴史的な町並みを残すという趣旨とは若干差があるが、これから作っていく基準の参考として、右ページに掲載している。

新築家屋に対する基準	
高さ	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の伝統家屋と同じ高さにする。
屋根及び庇	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は妻入形式を基本とし、切妻、半入母屋、入母屋のいずれかを選択する。 勾配は周囲の伝統家屋に合わせるよう努める。(五寸前後) 瓦葺とし、目立たない色調にする。 河原町通りに面する一階部分に建築本体と調和した下屋庇を設け、勾配、軒先高さについては周囲の伝統家屋に合わせる。
外壁	<ul style="list-style-type: none"> 白漆喰塗り、またはこれに類するもの。
建具	<ul style="list-style-type: none"> 一階建具は格子、木製枠ガラスまたはこれに類するもの。 二階建具は出格子、むしこの設置がふさわしい場合は、努めて設けること。
門及び塀	
その他の事項	
掲出物	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的景観を損なわないものとし、色彩は落ち着きのあるものとする。

河原町伝統景観修景ゾーン基準	武家地住宅景観修景ゾーン基準
<ul style="list-style-type: none"> 階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、河原町通りからは見えないようにする。 伝統的な妻入形式の勾配屋根を原則とし、仕上げは和瓦とする。 河原町通りに面する1階部分の庇の位置は、隣家とそろえるよう努める。 基調となる色は、黒または灰色とする。 ①無彩色の明度4以下とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階壁面を後退させ、道路から見えないようにする。 入母屋、切り妻、寄棟とし、仕上げは和瓦等の伝統的な材料を使用する。 道路に面する1階部分の庇の位置は、隣家とそろえるよう努める。 基調となる色は、伝統的屋根葺き式の落ち着いたものとする。 ①色相がR(赤)系の5RからY(黄)系の5Yまでは、明度4以下、彩度2以下とする。 ②他の色相は、明度4以下、彩度1以下とする。 ③無彩色は明度4以下とする。 ④御徒士町通り沿いは、色相がYR(橙)系の7.5YRからY(黄)系の5Yまでは、明度6以下、彩度3以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> 河原町通りに面する壁面の位置は、できるだけ道路に近づけるものとする。 隣地に面する壁面の位置は、その地区の慣習的なルールに従う。 道路に面する壁は、漆喰や羽目板張り、下見板張り等の伝統的材料、形態とする。 基調となる色は、白漆喰による白色とし、板張りについては、素材色を基本とした茶系の落ち着いたものとする。 ①色相はYR(橙)系の2.5YRから10YRまでとし、明度、彩度も4以下とする。 ②無彩色は明度9以上9.5以下とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面する壁面の位置は、隣家とそろえるよう努める。 隣地に面する壁面の位置は、敷地境界線から1m以上後退させる。 道路に面する壁は、漆喰や羽目板張り、下見板張り等の伝統的材料、形態とする。 基調となる色は、土壁、板張り等の伝統的素材による落ち着いたものとし、やむを得ず他の材料を使用する場合は類似色とする。 ①色相はYR(橙)系およびY(黄)系の5Yまでとし、明度5以上8以下、彩度3以下とする。 ②無彩色は明度5以上8以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> 出入口や窓の開口部の建具は、格子やムシコなどの伝統的な様式を基本とする。 建具材料は木製を基本とするが、それ以外の材料を使用する場合は、木製に類似した仕上げや色彩となるよう配慮をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 建具材料は木製を基本とするが、それ以外の材料を使用する場合は、木製に類似した仕上げや色彩となるよう配慮をする。
<ul style="list-style-type: none"> 駐車スペースを確保するために、やむを得ず建物を後退させる場合は、門や塀を設置することにより、まちなみの連続性を維持するよう努める。 塀の形態・材料は、板塀、漆喰塀等周辺の塀に類似した伝統的なものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路との境界には門や塀を設置するよう努める。 高さは、その地区の周辺の門や塀に概ね合わせる。 門や塀の形態・材料は、板塀、漆喰塀等周辺の塀に類似した伝統的なものとする。
<ul style="list-style-type: none"> 空調の室外機やダクト等、設備関係のメーター類等は、道路から見えにくい位置に設置する。 やむを得ずこれらの機器が道路から見える位置に設置される場合は、意匠に十分配慮した目隠しをする。 	<ul style="list-style-type: none"> 空調の室外機やダクト類、設備関係のメーター類等は、道路から見えにくい位置に設置する。 やむを得ずこれらの機器が道路から見える位置に設置される場合は、意匠に十分配慮した目隠しをする。
<ul style="list-style-type: none"> 電光表示板やネオンは設置しない。 屋外広告物にけばけばしい色は使用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地上に設置する広告塔や広告板は、1敷地1箇所とする。 電光表示板やネオンは設置しない。 屋外広告物にけばけばしい色は使用しない。

8. 建築用語集

- ファサード：建築の正面。普通は正面玄関の立面を言うが、外観として重要な面であれば側面または背面をもファサードと呼ぶこともある。本書では道路側立面をさす。
- 妻入り：建物の妻側に入口があること。
- 平入り：建物の平側に入口があること。
- 切妻：屋根形式の一つ。大棟から両側に流れをもつもの。昭和49年度報告書ではⅠ型。(p14参照)
- 入母屋：屋根形式の一つ。上部を切妻の形式にし、その四方に庇屋根を付けた形式。昭和49年度報告書ではⅢ型。(p 14参照)
- 半入母屋：切妻の付け庇の代わりにその部分を取りこんで入母屋にしてしまい、それより外側は切妻の破風の部分を残したもので、切妻と入母屋の間間的な屋根形式。昭和49年度報告書ではⅡ型。(p 14参照) 昭和49年度報告書における便宜上の呼称である。
- 下屋庇：主屋の外壁に接して設けられた片流れの庇。
- 羽目板張り：「羽目」とは、板をその幅方向につないで張った壁の張り方。羽目板張りとは、羽目板を張ること。(p 14参照)
- 下見板張り：「下見」とは、板を下から互いに少しずつ重なり合うように取り付けたもの。下見板張りとは、板の長さ方向を水平にして張ること。(p 15参照)
- 築地塀：粘土を築き上げて造った塀。柱を立て、板を添えてその中に泥粘土を打ち込む。表面に漆喰を塗る場合が多い。



(建築大辞典第2版・彰国社より抜粋)

作成

篠山市教育委員会 地域文化課

調査・編集

神戸大学工学部建築史研究室

黒田 龍二	神戸大学助教授
中江 研	同 助手
角 紀章	同 大学院生
掛 幸善	同 大学院生
田路 清嗣	同 学生
本田 靖子	同 学生
石田 理恵	同 学生
祖田 篤輝	同 学生
伊藤 久美	同 学生

デザイン

掛 幸善	同 大学院生
田路 清嗣	同 学生
本田 靖子	同 学生